

令和3年度 第6回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 9月28日 (火)			
開 催 場 所	今帰仁村役場 第1会議室			
開 催 日 時	令和3年	9月28日	午後	1時 42分 開 会
	令和3年	9月28日	午後	2時 50分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	3 番	與那嶺 清	4 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第6回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、4番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金チラシの配布
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第 34号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 35号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 36号 非農地証明願いについて 議案第 37号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて 議案第 38号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 39号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第34号から第39号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが7件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1時 45分 午後 1時 58分
議 長		<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは私のほうから議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページから4ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長		<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員		<p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号3番については、調査書のとおり今帰仁村で農地3,326㎡を所有権移転し、名護市で農地1,734㎡の利用権設定を同時に行い、計5,060㎡の農地を耕作する新規就農者で、令和3年9月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長		<p>ただ今、説明がありました議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議 長		<p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第35号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第35号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第35号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号2番から16番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第35号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号2番から16番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年9月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>所有権移転申請は嘱託登記する予定ですか。</p>
事 務 局	<p>全て司法書士に委任されて申請出されているので、嘱託登記する予定はないです。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第35号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>議案第35号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第36号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第36号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第36号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第36号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第36号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第37号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第37号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第37号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>

議 長	議案第37号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第37号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。こちらは議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年9月16日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。

		(質疑なし)
議 長		議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、私のほうから議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第39号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長		ただ今、事務局から説明がありました議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		<p>議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年9月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。ただ今回の申請は農振除外の手続きが完了して転用申請あがっているもので、事務局から第2種農地として説明があった。内容を見る限りやむを得ない転用だと思うが、県の方から第1種農地として扱われないか。一団の農地が10haあると第1種農地であると県から判断されるので、そこは大丈夫か。</p>
事 務 局		申請地の向かい側が既に転用許可下りており、取り扱いとしては第2種農地で大丈夫だと思います。

委員	道の段差があれば分断している形ですか。一団の農地10ha ないと言い切れますか。
事務局	交通量の多い県道であれば写真を撮り、それを基に農業用機械は容易に反対側へ渡れない、周辺に住宅もあるということで分断し認めてもらいました。また申請地図面の下の方は墓地が広がっており、以前農道事業導入確認をした際、県から該当しない場所と言われており、分断していいと確認取れています。
委員	今まではそうやって切り抜けてきたと思いますが、最近は県の判断も面倒くさくなってきたので、村としての考えを県に出してほしいです。第1種農地10ha に含まれてそうなところでも、除外できると法的には読めると思うんですが。他委員はどう考えますか。
委員	私も農地法と施行令を見させてもらいましたが、農地法4条・5条でこういった土地は許可出しませんよと書かれていて、その良好な営農条件を備えている農地というのは、施行令でおおむね10ha 以上の規模の一団の農地と定められていて、それが1号なんですけども、3号に傾斜、土性、その他の自然的条件からみてその近傍の農地を超える生産を上げることができると認められる農地と書かれているので、傾斜や土性を見て10ha の一団の農地に含まれている農地も数多くあると思います。農業会議の研修でもらった資料の中に10ha 以上の一団の農地の規模の中にあっても傾斜、土性も見て効率的な営農が出来ず、一体的な利用をすることに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当であると考えられると明記されています。これを元に村の考えを伝えてもいいと思います。
委員	農業委員としての考えを整理して県に言わないと許可出せるものも出せなくなるので。農地法上で計画的にやっているところは第1種農地でも許可できるとか、住宅促進、開発地区を引っ張ったりして村としての条件や考えを示してはどうか。必要であれば議案にあげて、農業委員会としてこの基準でやると決めてもいいと思う。県も担当が変わると急に意見が変わったりするので。
事務局	前までは北部地区の研究会があつて、おかしいと思ったものがあれば北部の担当に分断要件や一団農地など、沖縄で本当に該当するかその説

		<p>明をしてもらってました。担当が変わればとかではなく、ある程度の基本路線があればと北部の農業委員会会長から議題として出してもらってました。今はコロナの影響でなかなか開催できませんが、収束状況により開催できればそういった要望も出していきたいです。</p> <p>他市町村の農業委員会もいろいろと思っていることはあると思うので。</p>
議	長	<p>よろしいでしょうか。ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議	長	<p>議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことですので、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは私のほうから、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	<p>議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年9月16日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局からの説明及び議案第38号整理番号1番の審議の際に面接対応委員からの報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和3年10月26日(火)を予定しています。</p> <p>これにて令和3年度第6回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 2時 50分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印